

# ウィッグ(かつら)や胸部補整具の 購入等費用助成のご案内

がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、就労や社会参加を応援するため、頭部補整具（ウィッグ、毛付き帽子）や胸部補整具（人工乳房、補整下着、弾性着衣）の購入又はレンタル費用の一部を助成します。

購入（レンタル）の日の翌日から1年以内に申請してください。



## 1 対象者

次のすべてに該当する方

- ①申請時点で目黒区に住民登録のある方
- ②がんと診断され、がん治療による脱毛、乳房の切除等により、ウィッグや胸部補整具が必要な方
- ③同一の助成を、目黒区又は他区市町村で2回以上受けていない方

## 2 申請者

がん患者本人（助成対象者）又は本人が未成年者の場合は、同一世帯の保護者の方  
※成年後見人等の方が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

## 3 助成対象品

- \***頭部補整具** ウィッグ（装着用ネットを含む）、毛付き帽子
- \***胸部補整具** 人工乳房、補整下着、補整用シリコンパッド  
※胸部補整具の着脱に必要な接着剤及び剥離剤を含む
- \***弾性着衣**（健康保険による療養費の支給を受ける場合は対象外）  
※付属品やケア用品、購入等の際にかかった送料や手数料、交通費は助成対象外です。



## 4 助成回数

対象者1人につき2回限り ※助成対象品1点につき1回の申請が必要です。

- \***頭部補整具**（ウィッグの装着時に皮膚を保護するために必要なネット・インナーキャップ等を含めて1点とすることができます）
- \***胸部補整具**（組み合わせて使用する補整パッド等を含めて1点とすることができます）

## 5 助成金

助成対象品の購入又はレンタルに要した費用（上限10万円：税込み）  
10万円に満たない場合はその額

## 6 申請期限

購入又はレンタルした日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内

（例）購入又はレンタルした日：令和6年5月1日  
→申請書の提出期限：令和7年5月1日

ただし、令和6年度に限り、令和5年4月1日から同年6月30日までに購入等した場合は、令和6年7月1日まで受け付けます。



## 7 申請方法



### ◀ 区ホームページ

ホームページから詳細をご確認ください。  
申請書様式はこちらからダウンロードできます。



必要書類を準備の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) オンラインによる電子申請（オンライン電子申請フォーム）
- (2) 郵送又は持参



### ◀ オンラインによる電子申請はこちらから

#### 必要書類

- ①目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成金交付申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ②がんの治療を受けていることを証明する書類（治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳等の写し）

#### ◀ 頭部補整具ウィッグの助成金を請求する場合 ▶

脱毛の副作用がある化学療法若しくは放射線治療を受けていることが分かる書類

#### ◀ 胸部補整具の助成金を請求する場合 ▶

手術療法により乳房の切除等手術をしたことが分かる書類

#### ◀ 弾性着衣の助成金を請求する場合 ▶

リンパ浮腫の原因となるリンパ節切除や放射線治療などを受けたことが分かる書類

- ③領収書等の写し

（助成対象品を購入又はレンタルした日付及び金額の明細が分かる書類）

※レンタルの場合は、領収書の写しを複数枚提出していただくことがあります。

#### 【要件を満たした領収書の例】

- ★1 宛名(対象者又は申請者のフルネーム)
- ★2 発行(支払)日(レンタル開始日)
- ★3 購入金額
- ★4 内訳(品名・金額・個数)
- ★5 発行者の名称及び住所、印
- ★6 収入印紙

対象者又は申請者のフルネームが必要です。苗字のみや「上様」は不可です。  
有効期限は、ここに記載の日の翌日から1年以内です。申請期限に注意してください。

★1 目黒 太郎 様	領 収 書	★2 No. 発行日〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
★3 ￥55,000- (消費税を含む)	★4 但し 医療用ウィッグ1台(全頭用) 購入代として 上記正に領収いたしました	★6 収入印紙
内訳 税抜金額 ￥50,000- 消費税額(10%) ￥5,000-	★5 株式会社〇〇〇〇 〒123-4567 東京都〇〇区〇〇-丁目2番3号 Tel. 03-1234-5678	印

助成対象品であることがわかる記載が必要です。対象外の物が含まれている場合は、詳細な内訳を別途添付してください。

50,000円以上の領収書には、収入印紙が必要です。  
※クレジットカード払いの場合、収入印紙は不要ですが、その旨の記載が必要です。

- ④対象者と申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証<sup>※</sup>等の写し）

※申請者は対象者本人（対象者が未成年の場合には同一世帯の保護者も可）となります。

※使用できる本人確認書類は、有効期限内で住民票の記載内容と一致しているものです。

**※健康保険被保険者証等の写しを提出する場合は、  
「記号」、「番号」、「枝番」、「保険者番号」、  
「二次元コード」をマスキング（黒塗り）した後  
ご提出ください。（表面裏面が必要。裏面の住所欄  
が記載されていない場合は、ご記入いただきご提出  
ください。）**

健康保険被保険者証 家族(被扶養者)

記号	番号	(枝番)
東京 花子	平成〇年〇月〇日	女
令和〇年〇月〇日	東京 太郎	
保険者番号	〇〇健康保険組合	
保険者所在地	東京都 〇〇区〇〇〇	△丁目△番地△号

・マイナンバーカード（表面のみ、裏面不要）

・運転免許証（表面のみ、裏面不要※ただし、住所、氏名が変更されている場合は必要）

- ⑤振込口座の確認書類（銀行名、名義、口座番号が確認できるもの（通帳等）の写し）

※振込先は、「助成対象者」又は「申請者」の口座です。

※口座の名義が旧姓の場合は、旧姓が証明できる書類を別途添付してください。

- ⑥その他 区で必要と認める書類を提出していただく場合があります。



## 8 申請から助成金支給までの流れ



申請手続き	オンライン、郵送、窓口持参からお申し込みください。
書類審査	ご提出いただいた書類を審査します。 ※提出書類に不備や不足がある場合は、再提出が必要になる等審査に時間がかかる場合があります。 ※審査の際、住所等の確認のために住民記録台帳を閲覧させていただくほか、必要がある場合には、関係機関へ照会し、診療明細等を確認させていただく場合があります。
交付決定通知	申請内容を審査し支給を決定した場合は、交付決定通知書を送付します。
助成金の支払い	指定された金融機関口座に助成金を振り込みます。助成金の振り込みまで1～2か月程度かかります。

## 9 Q&A



質問	回答
現在、目黒区に住んでいますが、購入したときは別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか。	申請日時点で目黒区に居住し、かつ住民基本台帳に記載され、購入時の自治体で申請していなければ対象になります。
助成対象者に年齢制限はありますか。	ありません。
未成年の子どもに購入したもののについて、家族が代理で申請する場合はどうしたらいいですか。	対象者が未成年者の場合は、同一世帯の保護者が申請できます。申請書の「申請者」欄に代理で申請する方の情報を記入し、「対象者」欄に実際に補整具を利用する方（子ども）の情報を記入してください。
がん患者本人が申請せずに、別居の家族（別世帯）が申請できますか。	申請できるのは、がん患者本人（助成対象者）又は本人が未成年者の場合は、同一世帯の保護者の方です。成年後見人等の方が申請する場合は、お問い合わせください。
申請書を書き間違えました。どうしたらよいですか。	金額以外の項目は、二重線を引いた上で押印し訂正してください。なお金額の訂正はできませんので、書類の書き直しが必要になります。
本人確認ができる書類は何を提出すればいいですか。	◆本人確認書類の例◆ 1点で確認できるもの ※顔写真があるもの マイナンバーカード、運転免許証、旅券※（パスポート）等 ※所持人記入欄のない旅券（令和2年2月4日以降に申請された物）は、2点必要になります。 2点で確認できるもの ※顔写真がないもの 健康保険被保険者証、住民票の写し、公共料金※の領収書等 ※固定電話、電気、水道、ガス、NHK等の領収書 発行日から3か月以内で、現住所が記載されており、ご契約者名義のものであれば、確認書類とします。
ウィッグ・胸部補整具は乳がんによるものに限られますか。	いいえ。がん治療における外見の変化をカバーするためのウィッグ・胸部補整具であれば、がんの種類は問いません。
過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグや補整下着を購入した物は、助成対象になりますか。	1年以内に購入等したものであれば、対象になります。ただし、令和6年度に限り、令和5年4月1日から同年6月30日までに購入又はレンタルした場合は、令和6年7月1日まで申請を受け付けます。

2年前から先月までウィッグをレンタルしていましたが、助成の対象になりますか。	レンタルの開始日が1年以上前であっても、支払った日の翌日から1年以内の費用であれば申請ができます。
半年前に助成を受けましたが、ウィッグを再購入しました。助成対象となりますか。	過去に受けた助成が1回分のみであれば、2回目として助成対象となります。
助成対象の用具は、何個買っても対象になりますか。	ウィッグと胸部補整具を購入した、又はウィッグを複数購入した場合は、1品につきそれぞれ申請してください。なお、助成額は購入した物の金額（税込み）と区が設定した助成上限額を比べて金額が低い方となります。2回まで申請可能です。1回あたり10万円（税込み）が上限となります。
ウィッグや胸部補整具の付属品やケア用品（ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプー、専用洗剤、保湿剤等）の購入費、また、購入する際にかかった送料や手数料、交通費は助成対象となりますか。	対象となりません。助成対象は、対象品本体にかかる費用の実費（税込み）のみです。
助成対象用具を自作した場合、助成対象になりますか。	対象となりません。購入又はレンタルしたもののみが対象となります。
ポイントやクーポンで支払った金額は対象になりますか。	対象となりません。購入費用からポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象となります。
領収書等には何が記載されていけばいいですか。領収書に内訳の記載がないが申請はできますか。	次の項目全てが分かるものがが必要です。領収書の様式は問いません。 ①宛名（助成対象者又は申請者のフルネーム、苗字のみや「上様」は不可。） ②発行（支払）日 ※購入日（レンタルした日） ③支払金額（50,000円以上の領収書には収入印紙が必要） ④金額の内訳 ⑤発行者の名称及び住所、印 ※内訳の記載がない場合は、領収書と合わせて購入・レンタルしたものの内容、金額が分かるもの（購入明細書・納品書等）を提出してください。
インターネット（クレジットカード決済）で購入して領収書がない場合は、どうすればいいですか。	まずは、購入店に領収書の発行を依頼してください。それが難しい場合、領収書に代わるものとして支払いをしたことが分かるものと発行者の名称及び住所等の内容全てが確認できる書類を提出してください。（クレジットカードの利用明細と納品明細等） 領収書が発行されない場合は、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出してください。 <b>購入内容が確認できる書類</b> 購入した補整具が掲載されているパンフレットやカタログ等 <b>支払内容が確認できる書類</b> レシート、クレジットカード利用明細書、インターネット購入の場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書等の書類を提出してください。

<申請窓口・送付先> 〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号  
目黒区健康推進課健康づくり係  
がん患者ウィッグ購入等費用助成受付担当

<問い合わせ先> 電話 03-5722-9586

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日・休日、年末年始を除く）

